特定非営利活動法人 地球文化交流協会 定款

第１章 総 則

（名 称）

第１条 この法人は、特定非営利活動法人地球文化交流協会と称し、略称をＮＰＯ 地球文化交流協会という。

（事務所）

第２条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

（目 的）

第３条 この法人は、国内外の人々や団体を対象として日本と地球各国の文化、芸術等の交流活動や防災活動を推進して、地球文化交流の発展と国際協力に貢献することを目的とする。
また、森林・竹林・沼地の整備再生保全活動を図り、地球温暖化対策及び地球環境の向上に資すると共に、世界・日本の人々との文化・交流と共生を通じて、地域活性化と観光振興に寄与し、遊休農地や森林、竹藪等の再生と活用に係る活動を通して、農業振興・食文化振興・健康増進のための水と食に関する啓蒙・教育を推進すると共に、これらの活動に供する目的で、世界・日本の歴史・伝統・文化の教育指導と交流のための研修センター及びコミュニティ・レストラン(コミレス)・竹林藝術劇場等の設置・運営等を行うことを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）学術、文化、藝術又はスポーツの振興を図る活動
（２）社会教育の推進を図る活動
（３）まちづくりの推進を図る活動
（４）平和の推進を図る活動
（５）国際協力の活動
（６）経済活動の活性化を図る活動
（７）職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
（８）環境の保全を図る活動
（９）子供の健全育成を図る活動
（10）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（11）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条 この法人は、第３条の目的を達するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

（1)文化、藝術等の推進を図る普及啓発事業

① 交流会、イベント等開催事業

② インターネット等による情報提供事業

③ 文化、藝術を紹介する映画映像ＤＶＤ、ＣＤや出版等の製作事業

（2）国内外のボランティア活動家（団体）と交流を活発にし、社会教育の増進及び国際協力に寄与する活動のための事業

（3）国内外の地方の経済、文化活動を活性化させるための事業

（4） 防災活動の普及啓発事業

① 国内外のボランティア活動、防災活動に関する出版等情報提供普及事業

② 防災耐震住宅、防災用品に関する情報提供普及事業

（5）研修センター及びコミュニティ・レストラン(コミレス)・竹林藝術劇場等による世界・日本の歴史・伝統・文化の教育指導と交流活動の実施、並びに健康促進・水と食育・食文化・エコロジーに関する啓蒙活動事業等を推進するための企画管理運営事業

（6）地球温暖化対策と地球環境向上推進のための事業

①森林・竹林・沼地の整備再生保全・管理事業　②木材・竹材加工事業　③里山再生・管理事業　④自然環境の保全に関する調査研究、情報収集及び情報提供・啓発活動　⑤森林環境・安全教育事業　⑥バイオ燃料等自然エネルギー利用・ミネラル水製造事業　⑦エコ・ツーリズム、グリーン・ツーリズムの企画運営事業　⑧トレイル(自然歩道)整備、維持管理事業　⑨自然観察インストラクター、ボランティアガイド等の人材育成、派遣事業　⑩自然を活用した環境教育事業　⑪遊休農地等の再生・活用事業及び食育推進事業　⑫体験農園、クラインガルテン運営事業⑬農業労働力補完システム運用、地産地消システム運用及び食育推進事業　⑭農業を介した都市・農村交流事業　⑮農業振興に係る調査研究、情報収集及び情報提供活動　⑯地区自治組織等との協働・連携体制の確立　⑰公共施設等維持管理受託事業

（7）その他、以上に掲げた事業活動の目的を達成するために必要な事業

第２章 会 員

（種 別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し活動を推進する個人及び団体

(2) 賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入 会）

第７条　会員の入会について、特に条件は定めない。

２　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退 会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第11条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）

第12条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章 役 員

（種別及び定数）

第13条　この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事３名以上１０名以内

(2) 監事１名以上３名以内

2　理事のうち１名以上２名以内を理事長とし、副理事長を若干名置くことができる。

（選任等）

第14条　理事は、理事会において選任し、総会に報告する。

2　理事長及び副理事長は、理事会において理事の互選により定める。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を

超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5　監事は、総会で選任する。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職 務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解 任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会において理事総数の３分の２以上の議決により、監事は総会において出席者総数の３分の２以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（事務局等）

第20条　この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及びその他必要な職員を置くことができる。

2　事務局長は、理事会の議決を経て理事長が任命し、職員は理事長が任命する。

3　事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

4　この法人に、顧問を置くことができる。顧問は理事会で選出し、理事長がこれを任免する。

5　顧問は、理事長の諮問に応じて法人の活動や運営に助言をすることができる。

第４章 会 議

（種 別）

第21条　この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第22条　総会は、正会員をもって構成する。

2　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第23条　総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 会員の除名
(5) 監事の選任、解任、役員の職務及び報酬
(6) 事業報告及び収支決算
(7) その他運営に関する重要事項

2　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項について議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他この法人の運営に関する必要な事項

（開催）
第24条　通常総会は、毎年１回開催する。
2　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
(2) 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
(3) 第15条第４項第４号の規定により、監事から招集の請求があったとき
3　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき
(2) 理事総数の３分の１以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき
(3) 第15条第４項第４号の規定により、監事から招集の請求があったとき

（招集）
第25条　前条第２項第３号の場合を除き、総会及び理事会は、理事長が招集する。
2　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から６０日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、前条第３項第２号及び第３号の規定により請求があったときは、その日から１０日以内に理事会を招集しなけらばならない。
3　総会及び理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（運営方法）
第26条　総会及び理事会の運営方法はこの定款に定めるもののほか、別に規則を定めることができる。

（議長）
第27条　総会の議長は出席した正会員のうち理事長が指名し、理事会の議長は出席した理事のうちから理事長が指名する。

（定足数）
第28条　総会及は、正会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することはできない。
2　理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第29条　総会及び理事会における議決事項は、第25条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　総会及び理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第30条　各正会員及び各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。また総会においては、他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

3　前項の規定により表決した構成員は、前２条及び次条第１項及び第45条適用については、総会又は理事会に出席したものとみなす。

4　議決すべき事項について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第31条　総会及び理事会日の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印した上、この議事録をこの法人の事務所において５年間備え置く。

第５章 資産及び会計

（資産の構 成）

第32条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

（資産の区分）

第33条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管 理）

第34条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第35条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第36条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び予算）

第37条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならないものとし、次の総会に報告することとする。

（予備費の設定及び使用）

第38条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。ただし、次の総会に報告することとする。

（予算の追加及び更正）

第39条　予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第40条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第41条　この法人の事業年度は、毎年８月１日に始まり、翌年７月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第42条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第６章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第43条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数の議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解 散）

第44条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第45条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に規定する法人の内から総会において選定したものに帰属する。

（合 併）

第46条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第７章 公告の方法

（公告の方法）

第47条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第８章 雑 則

（細則）

第48条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めることができる。

附則

1　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2　この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理　事（理事長）　小川　益男
理　事（副理事長）小川　景子
理　事（副理事長）太田　　隆
理　事　　海津　咲子
理　事　　大竹　友子
監　事　　川原　重成

3　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成１６年度通常総会の終結までとする。

4　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、成立の日から平成１６年７月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（個人）　　入会金　50,000円（一口以上）　　年会費　10,000円
(2) 正会員（団体）　　入会金 500,000円（一口以上）　　年会費　30,000円
(3) 賛助会員（個人、団体）入会金　　1,000円（一口以上）　　年会費　　5,000円

当法人の定款に相違ない
特定非営利活動法人　地球文化交流協会
代表理事　　小川益男

